

# 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

指定給水装置工事事業者 指定・更新時確認作業 記入様式

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

郵便番号、住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## ① 筑紫野市水道事業者（水道事業等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。 公表（可・不可）

年 月 日 ・ 未受講

（未受験の場合、その理由）※非公表

## ② 指定給水装置工事事業者の業務内容

事業所の名称・所在地・電話番号（お客さま対応用） 公表（可・不可）

名称： 電話番号：

所在地：

休業日・営業時間 公表（可・不可）

休業日：

営業日：

営業時間：

対応可能な工事（該当部に○を記載してください。） 公表（可・不可）

新設： 戸建住宅 ・ 共同住宅 ・ その他（ ） ・ 不可

改造： 戸建住宅 ・ 共同住宅 ・ その他（ ） ・ 不可

修繕： 可（漏水調査： 可・不可） ・ 不可

その他（ ）

※新設・改造・修繕の判断基準は、別表でご確認ください。

## 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績確認

### ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表可否		
可	不可	

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

## 技能を有する者の状況確認

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事し、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

### 水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取り付け口からメーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせる事がないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させる事。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付、せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)	保有している資格等	工事年度

上記内容の公表の可否

可            不可

【別 表】

種別	作業基準
新 設	戸建住宅・共同住宅・その他（商業施設等）において、給水装置の新設に係る工事を一括して施工することができる。
改 造	給水方式・水道管（給水管）の口径・配管などの変更に係る工事を一括して施工することができる。
修 繕	給水装置の異常・老朽化・故障に関する一連の修繕工事を施工することができる。
その他	浄水設備等の上記の工事以外のもの。